

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

令和4年4月改正箇所

### 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

#### 居宅介護支援費

### 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注														
イ 身体介護	(1) 20分未満	身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算														
	(2) 20分以上30分未満											所要時間が20分から起算して35分を增すごとに+57単位(201単位を限度)	夜間又は早朝の場合+25/100	特定事業所加算( ) +20/100	特定事業所加算( ) +10/100	特定事業所加算( ) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者等基礎研修課程修了者等により行われる場合×70/100	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合×93/100	指定居宅介護事業所で行う場合×93/100	1回につき+100単位					
	(3) 30分以上1時間未満																				深夜の場合+50/100	特定事業所加算( ) +10/100	特定事業所加算( ) +5/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合×85/100
	(4) 1時間以上																								
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	所要時間が20分から起算して35分を增すごとに+57単位(201単位を限度)	夜間又は早朝の場合+25/100	深夜の場合+50/100	特定事業所加算( ) +10/100	特定事業所加算( ) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者等基礎研修課程修了者等により行われる場合×70/100	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者養成研修修了者により行われる場合×93/100	指定居宅介護事業所で行う場合×93/100	1回につき+100単位															
(2) 45分以上	(183単位)																								
ハ 通院等乗降介助		(1回につき 99単位)																							
ニ 初回加算		(1月につき +200単位)																							
ホ 生活機能向上運携加算	(1) 生活機能向上運携加算( )	(1月につき +100単位)																							
	(2) 生活機能向上運携加算( )	(1月につき +200単位)																							
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき +3単位)																							
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき +4単位)																							
イ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	注 所定単位数は、イからへまでにより算定した単位数の合計																							
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×137/1000)																							
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×100/1000)																							
	(4) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×55/1000)																							
	(5) 介護職員処遇改善加算( )	(4月につき (137)の33/1000)																							
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	注 所定単位数は、イからへまでにより算定した単位数の合計																							
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×63/1000)																							
		(1月につき +所定単位×42/1000)																							

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

「介護職員処遇改善加算( )」及び「介護職員等特定処遇改善加算( )」については、令和4年3月31日まで算定可能。  
令和1年3月31日までの間は、訪問介護費のイからハまで及び「身体介護に引き続き生活援助を行った場合」について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,260単位)	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 92 / 100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 87 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算 (1月につき + 200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき + 3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき + 4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 ( ) (1回につき + 44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算 ( ) (1回につき + 36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算 ( ) (1回につき + 12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 58 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)					
	【1】 介護職員処遇改善加算 ( ) (4月につき (3) の 94 / 1000)					
	【2】 介護職員処遇改善加算 ( ) (4月につき (3) の 84 / 1000)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 21 / 1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)					

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額率額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

「介護職員処遇改善加算【1】及び介護職員処遇改善加算【2】については、令和4年3月31日まで算定可能。  
令和1年3月31日までの間は、訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+ 単位 所定単位数 + 単位  
- 単位 所定単位数 - 単位  
× / 100 所定単位数 × / 100  
+ / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算( )	複数名訪問加算( )	1時間10分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算( )	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示文書の訪問看護指示期間の日数につき算定(1日につき)
	(2) 30分未満 (470単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)														
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (299単位) 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき ( )の場合 +500単位 又は ( )の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
	(2) 30分未満 (398単位)														
	(3) 30分以上1時間未満 (573単位)														
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	看護師による訪問が1回でもある場合 ×95/100					+300単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)															
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)															
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)															
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算( ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算( ) (1月につき +200単位)														
チ サービス提供体制強化加算	(1)イ及びロを算定する場合 (一) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6単位) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +3単位) (2)ハを算定する場合 (一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +50単位) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +23単位)														

「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

令和3年1月31日までの間は、訪問看護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の二に相当する単位数を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算(A)イ 1月につき +180単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 1月につき +450単位	1回につき -50単位
	介護老人保健施設の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 1月につき +483単位	
	介護医療院の場合									
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1回につき +6単位)									
	(2) サービス提供体制強化加算(2) (1回につき +3単位)									

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

令和3年3月31日までの間は、訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(1) (1)(2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
(2) 居宅療養管理指導費(2) (在宅医学総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)			
(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位)					
(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)					
(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)				
	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)				
	(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)				
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

令和3年3月31日までの間は、居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。











8 短期入所生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		回数等により施設の利用条件を定める場合	利用者の数及び入所者の数の合計が入所定員を超える場合	介護職員の高齢者等に当たる場合	単独ユニット・グループユニットが単一ユニットに併設されている場合	自立型施設に併設して行う場合	生活機能向上支援型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合	自立型施設に併設して行う場合		
イ 短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費 <従来型施設>	要介護1： 638 単位																		
			要介護2： 707 単位																		
		要介護3： 778 単位																			
		要介護4： 847 単位																			
	(二) 単独型短期入所生活介護費 <多床室>	要介護1： 638 単位																			
		要介護2： 707 単位																			
	2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 併設型短期入所生活介護費 <従来型併設室>	要介護1： 638 単位																		
			要介護2： 707 単位																		
		要介護3： 778 単位																			
		要介護4： 847 単位																			
(二) 併設型短期入所生活介護費 <多床室>		要介護1： 638 単位																			
		要介護2： 707 単位																			
ロ ユニット型短期入所生活介護費 (1日につき)	1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費 <ユニット型併設室>	要介護1： 806 単位																		
			要介護2： 881 単位																		
		要介護3： 949 単位																			
		要介護4： 1017 単位																			
	(二) 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費 <ユニット型併設室の多床室>	要介護1： 738 単位																			
		要介護2： 806 単位																			
	2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費 <ユニット型併設室>	要介護1： 764 単位																		
			要介護2： 838 単位																		
		要介護3： 908 単位																			
		要介護4： 976 単位																			
(二) 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費 <ユニット型併設室の多床室>		要介護1： 696 単位																			
		要介護2： 764 単位																			
要介護3： 838 単位																					
要介護4： 908 単位																					
要介護5： 976 単位																					
ハ 療養費加算 (1日につき 1単位を加算(1日に10回を限度))																					
ニ 在宅中重度者受入加算	1) 看護体制加算：「又は」を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)																				
	2) 看護体制加算：「又は」を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)																				
	3) 「1」「2」いずれの看護体制加算も算定している場合 (1日につき 413単位を加算)																				
	4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)																				
ホ 認知症専門ケア加算	1) 認知症専門ケア加算：(1日につき 3単位を加算)																				
	2) 認知症専門ケア加算：(1日につき 4単位を加算)																				
ヘ サービス提供体制強化加算	1) サービス提供体制強化加算：(1日につき 22単位を加算)																				
	2) サービス提供体制強化加算：(1日につき 18単位を加算)																				
	3) サービス提供体制強化加算：(1日につき 6単位を加算)																				
ト 介護職員処遇改善加算	1) 介護職員処遇改善加算：(1月につき + 所定単位数×33/1000)	注 所定単位数は、イからへまでにより算定した単位数の合計																			
	2) 介護職員処遇改善加算：(1月につき + 所定単位数×48/1000)																				
	3) 介護職員処遇改善加算：(1月につき + 所定単位数×33/1000)																				
	4) 介護職員処遇改善加算：(1月につき + 所定単位数×48/1000)																				
チ 介護職員等特定処遇改善加算	1) 介護職員等特定処遇改善加算：(1月につき + 所定単位数×27/1000)	注 所定単位数は、イからへまでにより算定した単位数の合計																			
	2) 介護職員等特定処遇改善加算：(1月につき + 所定単位数×27/1000)																				
サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目																					

9 短期入所療養介護費  
イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) (二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) (三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) (四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (基本型) <従来型個室> (基本型) 要介護1 (752 単位) 要介護2 (799 単位) 要介護3 (861 単位) 要介護4 (914 単位) 要介護5 (966 単位) 要介護6 (794 単位)														
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (在宅強化型) 要介護1 (867 単位) 要介護2 (930 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,045 単位) 要介護5 (827 単位)														
	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (基本型) 要介護1 (876 単位) 要介護2 (939 単位) 要介護3 (991 単位) 要介護4 (1,045 単位) 要介護5 (875 単位)														
	d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (多床室) (在宅強化型) 要介護1 (901 単位) 要介護2 (1,014 単位) 要介護3 (1,071 単位) 要介護4 (1,129 単位)														
	e 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (従来型) 要介護1 (778 単位) 要介護2 (825 単位) 要介護3 (876 単位) 要介護4 (924 単位)														
	f 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型) 要介護1 (1,131 単位) 要介護2 (857 単位) 要介護3 (941 単位) 要介護4 (1,057 単位) 要介護5 (1,136 単位)														
	g 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型) 要介護1 (1,210 単位) 要介護2 (778 単位) 要介護3 (855 単位) 要介護4 (950 単位)														
	h 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型) 要介護1 (857 単位) 要介護2 (929 単位) 要介護3 (948 単位) 要介護4 (1,057 単位)														
	i 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型) 要介護1 (855 単位) 要介護2 (950 単位) 要介護3 (1,026 単位) 要介護4 (1,103 単位)														
	j 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型) 要介護1 (857 単位) 要介護2 (934 単位) 要介護3 (1,026 単位) 要介護4 (1,106 単位) 要介護5 (1,183 単位)														
k 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (従来型個室) 要介護1 (737 単位) 要介護2 (792 単位) 要介護3 (845 単位) 要介護4 (897 単位) 要介護5 (948 単位)															
l 特別介護老人保健施設短期入所療養介護費 a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (多床室) 要介護1 (811 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (920 単位) 要介護4 (971 単位) 要介護5 (1,024 単位)															
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) (一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) (二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) (三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき) (四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (基本型) 要介護1 (837 単位) 要介護2 (843 単位) 要介護3 (897 単位) 要介護4 (879 単位)	×97/100	×70/100	×70/100											
	b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (在宅強化型) 要介護1 (855 単位) 要介護2 (1,018 単位) 要介護3 (1,075 単位) 要介護4 (1,133 単位)														
	c 経路的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (基本型) 要介護1 (879 単位) 要介護2 (879 単位) 要介護3 (943 単位) 要介護4 (997 単位) 要介護5 (1,049 単位)														
	d 経路的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型) 要介護1 (879 単位) 要介護2 (906 単位) 要介護3 (1,018 単位) 要介護4 (1,075 単位) 要介護5 (1,133 単位)														
	e ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型) 要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,221 単位) 要介護3 (1,296 単位) 要介護4 (1,344 単位)														
	f 経路的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型) 要介護1 (1,020 単位) 要介護2 (1,116 単位) 要介護3 (1,193 単位) 要介護4 (1,269 単位)														
	g ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (療養型) 要介護1 (1,020 単位) 要介護2 (1,116 単位) 要介護3 (1,193 単位) 要介護4 (1,269 単位)														
	h 経路的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (多床室) 要介護1 (844 単位) 要介護2 (904 単位) 要介護3 (944 単位) 要介護4 (944 単位)														
	i 経路的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (多床室) 要介護1 (816 単位) 要介護2 (865 単位) 要介護3 (924 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)														
	j 経路的ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (多床室) 要介護1 (816 単位) 要介護2 (865 単位) 要介護3 (924 単位) 要介護4 (977 単位)														
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 (一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満	要介護1 (1,028 単位) 要介護2 (808 単位)														
	要介護3 (908 単位) 要介護4 (1,269 単位)														
	要介護5 (1,269 単位)														
注 特別療養費	(一) 療養体制維持特別加算 (1日につき 2.7単位を加算) (二) 療養体制維持特別加算 (1日につき 5.7単位を加算)														
注 療養体制維持特別加算	(一) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4単位を加算)														
(4) 総合医字管理加算 (利用中に1日を限度に、1日につき2.75単位を加算)															
(5) 療養費加算 (1日につき 3単位を加算(1日に3回を限度))															
(6) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4単位を加算)															
(7) 緊急時施設療養費 (一) 緊急時施設療養費 (1日に1回を限度に、1日につき1.1単位を算定) (二) 緊急時施設療養費 (1日に1回を限度に、1日につき1.1単位を算定) (三) 特定加算 (1日に1回を限度に、1日につき1.1単位を算定)															
(8) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算 (1日につき 2.2単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 (1日につき 1.8単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 (1日につき 6単位を加算)															
(9) 介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 39 / 1,000) (二) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 29 / 1,000) (三) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 16 / 1,000) (四) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 16 / 1,000)															
(10) 介護職員等特定処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 21 / 1,000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位 × 17 / 1,000)															
注 特別療養費、緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目															
注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計															
注 所定単位は、(1)から(8)までにより算定した単位数の合計															
注 特別療養費、緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目															



八 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注 利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 ( ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( ) 690 単位	× 70 / 100	診療所設備基準 減算 - 60 単位	- 25 単位	+ 200 単位 (7日間を限度)	+ 90 単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+ 120 単位	片道につき + 184 単位
			要介護2 ( ) 740 単位							
			要介護3 ( ) 789 単位							
			要介護4 ( ) 839 単位							
			要介護5 ( ) 889 単位							
			要介護1 ( ) 717 単位							
		要介護2 ( ) 770 単位								
		要介護3 ( ) 822 単位								
		要介護4 ( ) 874 単位								
		要介護5 ( ) 926 単位								
		要介護1 ( ) 708 単位								
		要介護2 ( ) 759 単位								
	要介護3 ( ) 810 単位									
	要介護4 ( ) 861 単位									
	要介護5 ( ) 913 単位									
	要介護1 ( ) 796 単位									
	要介護2 ( ) 846 単位									
	要介護3 ( ) 897 単位									
	要介護4 ( ) 945 単位									
	要介護5 ( ) 995 単位									
	要介護1 ( ) 829 単位									
	要介護2 ( ) 882 単位									
	要介護3 ( ) 934 単位									
	要介護4 ( ) 985 単位									
	要介護5 ( ) 1,037 単位									
	要介護1 ( ) 818 単位									
	要介護2 ( ) 870 単位									
	要介護3 ( ) 921 単位									
	要介護4 ( ) 971 単位									
	要介護5 ( ) 1,023 単位									
	要介護1 ( ) 611 単位									
	要介護2 ( ) 656 単位									
	要介護3 ( ) 700 単位									
	要介護4 ( ) 746 単位									
	要介護5 ( ) 790 単位									
	要介護1 ( ) 719 単位									
	要介護2 ( ) 763 単位									
	要介護3 ( ) 808 単位									
	要介護4 ( ) 853 単位									
	要介護5 ( ) 898 単位									
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室>		要介護1 ( ) 818 単位	× 97 / 100						
			要介護2 ( ) 869 単位							
			要介護3 ( ) 918 単位							
			要介護4 ( ) 967 単位							
			要介護5 ( ) 1,017 単位							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>		要介護1 ( ) 846 単位							
			要介護2 ( ) 899 単位							
			要介護3 ( ) 950 単位							
			要介護4 ( ) 1,001 単位							
			要介護5 ( ) 1,054 単位							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>		要介護1 ( ) 836 単位							
			要介護2 ( ) 888 単位							
			要介護3 ( ) 939 単位							
			要介護4 ( ) 989 単位							
			要介護5 ( ) 1,040 単位							
	(四) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室の多床室>		要介護1 ( ) 818 単位							
			要介護2 ( ) 869 単位							
			要介護3 ( ) 918 単位							
		要介護4 ( ) 967 単位								
		要介護5 ( ) 1,017 単位								
(五) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 ( ) 846 単位								
		要介護2 ( ) 899 単位								
		要介護3 ( ) 950 単位								
		要介護4 ( ) 1,001 単位								
		要介護5 ( ) 1,054 単位								
(六) 経過的ユニット型診療所短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要介護1 ( ) 836 単位								
		要介護2 ( ) 888 単位								
		要介護3 ( ) 939 単位								
		要介護4 ( ) 989 単位								
		要介護5 ( ) 1,040 単位								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( ) 670 単位								
	(二) 4時間以上6時間未満	( ) 928 単位								
	(三) 6時間以上8時間未満	( ) 1,289 単位								
(4) 療養費加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 ( )	(1日につき 3単位を加算)								
	(二) 認知症専門ケア加算 ( )	(1日につき 4単位を加算)								
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ( )	(1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 ( )	(1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 ( )	(1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ( )	(1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)								
	(二) 介護職員処遇改善加算 ( )	(1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 ( )	(1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算 ( )	→(1月につき + (三)の91 / 1000)								
	(五) 介護職員処遇改善加算 ( )	→(1月につき + (三)の91 / 1000)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ( )	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ( )	(1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)								
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計										
注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計										
注 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目										
注 介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員処遇改善加算については、令和3年4月1日～令和3年3月31日まで算定可能										
注 令和3年4月1日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の半分の率に相当する単位数を算定する。										

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注															
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合															
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<3:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 1,042 単位) 要介護2 ( 1,108 単位) 要介護3 ( 1,173 単位) 要介護4 ( 1,239 単位) 要介護5 ( 1,305 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100																	
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 1,150 単位) 要介護2 ( 1,216 単位) 要介護3 ( 1,280 単位) 要介護4 ( 1,348 単位) 要介護5 ( 1,412 単位)																					
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<4:1>介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 1,055 単位) 要介護2 ( 1,124 単位) 要介護3 ( 1,193 単位) 要介護4 ( 1,260 単位) 要介護5 ( 1,329 単位)							× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100											
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 1,094 単位) 要介護2 ( 1,163 単位) 要介護3 ( 1,230 単位) 要介護4 ( 1,302 単位) 要介護5 ( 1,369 単位)																					
			(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<4:1>介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>														要介護1 ( 959 単位) 要介護2 ( 1,025 単位) 要介護3 ( 1,091 単位) 要介護4 ( 1,158 単位) 要介護5 ( 1,224 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100			
				b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>														要介護1 ( 1,066 単位) 要介護2 ( 1,132 単位) 要介護3 ( 1,200 単位) 要介護4 ( 1,266 単位) 要介護5 ( 1,333 単位)							
				(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 看護<4:1>介護<6:1>														a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>							
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 1,049 単位) 要介護2 ( 1,116 単位) 要介護3 ( 1,180 単位) 要介護4 ( 1,247 単位) 要介護5 ( 1,312 単位)																						
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 881 単位) 要介護2 ( 947 単位) 要介護3 ( 1,012 単位) 要介護4 ( 1,078 単位) 要介護5 ( 1,143 単位)							× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100											
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 990 単位) 要介護2 ( 1,055 単位) 要介護3 ( 1,121 単位) 要介護4 ( 1,186 単位) 要介護5 ( 1,251 単位)																					
	(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要介護1 ( 786 単位) 要介護2 ( 850 単位) 要介護3 ( 917 単位) 要介護4 ( 983 単位) 要介護5 ( 1,048 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100																	
			(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要介護1 ( 894 単位) 要介護2 ( 960 単位) 要介護3 ( 1,025 単位) 要介護4 ( 1,091 単位) 要介護5 ( 1,156 単位)																					
			(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院															(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ( )	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 1,171 単位) 要介護2 ( 1,236 単位) 要介護3 ( 1,303 単位) 要介護4 ( 1,368 単位) 要介護5 ( 1,434 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100		× 90 / 100
		b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>									要介護1 ( 1,171 単位) 要介護2 ( 1,236 単位) 要介護3 ( 1,303 単位) 要介護4 ( 1,368 単位) 要介護5 ( 1,434 単位)														
		一般病棟									(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 ( )	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 ( 1,115 単位) 要介護2 ( 1,183 単位) 要介護3 ( 1,253 単位) 要介護4 ( 1,322 単位) 要介護5 ( 1,390 単位)	× 97 / 100											
	b 経過的ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>				要介護1 ( 1,115 単位) 要介護2 ( 1,183 単位) 要介護3 ( 1,253 単位) 要介護4 ( 1,322 単位) 要介護5 ( 1,390 単位)																				
	(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費				(一) 3時間以上4時間未満 ( 670 単位) (二) 4時間以上6時間未満 ( 927 単位) (三) 6時間以上8時間未満 ( 1,288 単位)																				
	(5) 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																								
	(6) 特定診療費																								
	(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 22単位を加算)																							
(二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 18単位を加算)																									
(三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)																									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 2.6 / 10.00)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																						
	(二) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.9 / 10.00)																								
	(三) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.0 / 10.00)																								
	加一 介護職員処遇改善加算(一) (1月につき + (三)の11 / 11.4)																								
	加二 介護職員処遇改善加算(二) (1月につき + (三)の11 / 11.4)																								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.5 / 10.00)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																						
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 1.1 / 10.00)																								

※「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
介護職員処遇改善加算(一)及び(二)は、令和4年度から令和5年度までは、令和4年度に算定した単位数を算定する。  
令和3年4月1日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(7)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。







指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費( )	(一) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 1,076単位 )	(運営基準減算の場合) × 50 / 100  (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100	1月につき - 2.00単位
			要介護3・4・5 ( 1,398単位 )					
		(二) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 539単位 )					
			要介護3・4・5 ( 698単位 )					
		(三) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 323単位 )					
			要介護3・4・5 ( 418単位 )					
	(2)居宅介護支援費( )	(一) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 1,076単位 )		+ 15 / 100	+ 10 / 100		
			要介護3・4・5 ( 1,398単位 )					
		(二) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 522単位 )					
			要介護3・4・5 ( 677単位 )					
		(三) 居宅介護支援費( )	要介護1・2 ( 313単位 )					
			要介護3・4・5 ( 406単位 )					
ロ 初回加算 (1月につき + 300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算( ) (1月につき + 505単位)							
	(2) 特定事業所加算( ) (1月につき + 407単位)							
	(3) 特定事業所加算( ) (1月につき + 309単位)							
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき + 100単位)							
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき + 125単位)								
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算( ) (1月につき + 200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算( ) (1月につき + 100単位)							
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算( )イ (+ 450単位)							
	(2) 退院・退所加算( )ロ (+ 600単位)							
	(3) 退院・退所加算( )イ (+ 600単位)							
	(4) 退院・退所加算( )ロ (+ 750単位)							
	(5) 退院・退所加算( ) (+ 900単位)							
ト 通院時情報連携加算 (1月につき + 50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に + 200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+ 400単位)							

居宅介護支援費( )については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については( )を、60件以上の部分については( )を算定する。  
 居宅介護支援費( )については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については( )を、60件以上の部分については( )を算定する。

—令和3年3月31日までの間は、居宅介護支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。—

1 介護福祉施設サービス

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																	
イ 介護福祉施設サービス費 (1日につき)	介護福祉施設サービス費	介護福祉施設サービス費(1) 介護福祉施設サービス費(1) <収容型型>	要介護1 ( 572 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100	- 57 単位	- 64 単位	- 71 単位	- 79 単位	- 87 単位	- 95 単位	- 103 単位	- 111 単位	- 119 単位	- 127 単位	- 135 単位	- 143 単位	- 151 単位																
			要介護2 ( 641 単位)																																	
		要介護3 ( 712 単位)																																		
		要介護4 ( 780 単位)																																		
要介護5 ( 847 単位)																																				
要介護6 ( 915 単位)																																				
要介護7 ( 983 単位)																																				
要介護8 ( 1051 単位)																																				
介護福祉施設サービス費(2) 介護福祉施設サービス費(2) <歩行型型>	要介護1 ( 741 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100	- 74 単位	- 81 単位	- 89 単位	- 97 単位	- 105 単位	- 113 単位	- 121 単位	- 129 単位	- 137 単位	- 145 単位	- 153 単位	- 161 単位	- 169 単位	- 177 単位	- 185 単位																	
	要介護2 ( 812 単位)																																			
介護福祉施設サービス費(3) 介護福祉施設サービス費(3) <歩行型型>	要介護1 ( 812 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100	- 81 単位	- 88 単位	- 96 単位	- 104 単位	- 112 単位	- 120 単位	- 128 単位	- 136 単位	- 144 単位	- 152 単位	- 160 単位	- 168 単位	- 176 単位	- 184 単位	- 192 単位																	
	要介護2 ( 883 単位)																																			
ロ ユニバーサル介護福祉施設サービス費 (1日につき)	ユニバーサル介護福祉施設サービス費	ユニバーサル介護福祉施設サービス費(1) ユニバーサル介護福祉施設サービス費(1) <歩行型型>	要介護1 ( 793 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100	- 79 単位	- 86 単位	- 94 単位	- 102 単位	- 110 単位	- 118 単位	- 126 単位	- 134 単位	- 142 単位	- 150 単位	- 158 単位	- 166 単位	- 174 単位	- 182 単位																
			要介護2 ( 862 単位)																																	
		要介護3 ( 931 単位)																																		
		要介護4 ( 1000 単位)																																		
ユニバーサル介護福祉施設サービス費(2) ユニバーサル介護福祉施設サービス費(2) <歩行型型>	要介護1 ( 862 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100																		× 97 / 100	- 86 単位	- 94 単位	- 102 単位	- 110 単位	- 118 単位	- 126 単位	- 134 単位	- 142 単位	- 150 単位	- 158 単位	- 166 単位	- 174 単位	- 182 単位	- 190 単位	- 198 単位
	要介護2 ( 931 単位)																																			
ユニバーサル介護福祉施設サービス費(3) ユニバーサル介護福祉施設サービス費(3) <歩行型型>	要介護1 ( 931 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100																		× 97 / 100	- 93 単位	- 101 単位	- 109 単位	- 117 単位	- 125 単位	- 133 単位	- 141 単位	- 149 単位	- 157 単位	- 165 単位	- 173 単位	- 181 単位	- 189 単位	- 197 単位	- 205 単位
	要介護2 ( 1000 単位)																																			
ユニバーサル介護福祉施設サービス費(4) ユニバーサル介護福祉施設サービス費(4) <歩行型型>	要介護1 ( 1000 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 97 / 100	- 100 単位	- 108 単位	- 116 単位	- 124 単位	- 132 単位	- 140 単位	- 148 単位	- 156 単位	- 164 単位	- 172 単位	- 180 単位	- 188 単位	- 196 単位	- 204 単位	- 212 単位																	
	要介護2 ( 1069 単位)																																			

安全管理体制未実施減額については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減額については令和6年4月1日から適用する。  
令和7年1月1日現在の介護福祉施設サービス費及び介護福祉施設サービス費(歩行型型)については、所定単位の約半分の率に相当する単位数を算定する。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		運動を行う施設の利用の制限条件を満たさない場合	入居者の取次人指定係を設ける場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	補助的ユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに即る体制が未整備である場合	身体障害者止未実施減算	社会福祉施設未実施減算	夜間管理の基準等に定ない場合	夜間職員配置加算	地域中リハビリテーション実施加算	認知症対応型中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	社会福祉施設入所者受入加算	
													在宅看護・在宅看護支援機能加算( )	
													在宅看護・在宅看護支援機能加算( )	
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費( ) ＜従来型個室＞〔基本型〕	部分室1	714 単位											
		部分室2	759 単位											
		部分室3	821 単位											
		部分室4	874 単位											
	(二) 介護保健施設サービス費( ) ＜在宅強化型〕	部分室1	756 単位											
		部分室2	828 単位											
		部分室3	890 単位											
		部分室4	948 単位											
	(三) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕〔基本型〕	部分室1	836 単位											
		部分室2	898 単位											
		部分室3	960 単位											
		部分室4	1,023 単位											
	(四) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕〔在宅強化型〕	部分室1	788 単位											
		部分室2	850 単位											
		部分室3	912 単位											
		部分室4	974 単位											
(1) 介護保健施設サービス費( ) ＜療養型老健看護職員を配置〕	部分室1	730 単位												
	部分室2	822 単位												
	部分室3	935 単位												
	部分室4	1,013 単位												
(二) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕〔療養型〕	部分室1	1,087 単位												
	部分室2	1,155 単位												
	部分室3	1,218 単位												
	部分室4	1,281 単位												
(1) 介護保健施設サービス費( ) ＜従来型個室〕〔療養型〕	部分室1	816 単位												
	部分室2	909 単位												
	部分室3	986 単位												
	部分室4	1,060 単位												
(二) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕〔療養型〕	部分室1	815 単位												
	部分室2	894 単位												
	部分室3	989 単位												
	部分室4	1,063 単位												
(1) 介護保健施設サービス費( ) ＜特別介護保健施設サービス費〕	部分室1	1,138 単位												
	部分室2	700 単位												
	部分室3	744 単位												
	部分室4	805 単位												
(二) 介護保健施設サービス費( ) ＜多床室〕	部分室1	856 単位												
	部分室2	907 単位												
	部分室3	972 単位												
	部分室4	1,020 単位												
ロ ユニット型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室〕〔基本型〕	部分室1	841 単位	×37/100	×70/100	×70/100								
		部分室2	903 単位											
		部分室3	1,009 単位											
		部分室4	1,091 単位											
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室〕〔在宅強化型〕	部分室1	841 単位											
		部分室2	915 単位											
		部分室3	978 単位											
		部分室4	1,035 単位											
	(三) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室的多床室〕〔基本型〕	部分室1	841 単位											
		部分室2	796 単位											
		部分室3	903 単位											
		部分室4	956 単位											
	(四) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室的多床室〕〔在宅強化型〕	部分室1	1,009 単位											
		部分室2	841 単位											
		部分室3	915 単位											
		部分室4	978 単位											
(1) ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜療養型老健看護職員を配置〕	部分室1	904 単位												
	部分室2	987 単位												
	部分室3	1,100 単位												
	部分室4	1,176 単位												
(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室的多床室〕〔療養型〕	部分室1	904 単位												
	部分室2	987 単位												
	部分室3	1,100 単位												
	部分室4	1,176 単位												
(1) ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室〕〔療養型〕	部分室1	960 単位												
	部分室2	1,074 単位												
	部分室3	1,149 単位												
	部分室4	1,225 単位												
(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室的多床室〕〔療養型〕	部分室1	960 単位												
	部分室2	904 単位												
	部分室3	980 単位												
	部分室4	1,074 単位												
(1) ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型特別介護保健施設サービス費〕	部分室1	1,149 単位												
	部分室2	779 単位												
	部分室3	825 単位												
	部分室4	885 単位												
(二) 経過的ユニット型介護保健施設サービス費( ) ＜ユニット型個室的多床室〕	部分室1	937 単位												
	部分室2	885 単位												
	部分室3	937 単位												
	部分室4	989 単位												

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき109単位を算定
注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 8.0単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 8.0単位を加算)
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 1.60単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1.60単位を加算)
	(3) 死亡日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 8.0単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 8.0単位を加算)
	(4) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1.60単位を加算) 療養型老健の場合 (1日につき 1.70単位を加算)
注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算( ) (1日につき 2.7単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算( ) (1日につき 5.7単位を加算)	
ハ 初期加算 (1日につき 3.0単位を加算)		
ニ 再入所時栄養連携加算 ( 2 ) (入所者1人につき1回を限度として2.0単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 入所前後訪問指導加算( ) ( 2 )	在宅強化型の場合 (1回につき 4.0単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 4.0単位を加算)	
ホ 入所前後訪問指導加算( ) ( 2 )	在宅強化型の場合 (1回につき 4.0単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭にいた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行ったことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合に算定
	在宅強化型以外の場合 (1回につき 4.0単位を加算)	
ヘ 退所時等支援加算 ( 2 )	(1) 退所時等支援加算	一) 試行的退所指導加算 (4.00単位)
		二) 退所時情報提供加算 (5.00単位)
		三) 入退所前連携加算( ) (6.00単位)
		四) 入退所前連携加算( ) (4.00単位)
(2) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として3.0単位を算定)	注 入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の生活面に対して診療情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者と入退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
ト 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 1.1単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
チ 経口移行加算 ( 2 ) (1日につき 2.0単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算 ( 2 )	(1) 経口維持加算( ) (1月につき 4.00単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算( ) (1月につき 1.00単位を加算)	注 経口維持加算( )を算定していない場合は、算定しない。
ヌ 口腔衛生管理加算 ( 2 )	(1) 口腔衛生管理加算( ) (1月につき 3.0単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
	(2) 口腔衛生管理加算( ) (1月につき 1.0単位を加算)	
ル 療養食加算 (1回につき 6.0単位を加算(1日に1回を限度))		
ヲ 在宅復帰支援機能加算 (療養型老健に限り)1日につき 1.0単位を加算		
ワ カかりつけ医連携業務別調整加算 ( 2 )	(1) かかりつけ医連携業務別調整加算( ) (入所者1人につき1回を限度として1.0単位を加算)	
	(2) かかりつけ医連携業務別調整加算( ) (入所者1人につき1回を限度として2.0単位を加算)	
	(3) かかりつけ医連携業務別調整加算( ) (入所者1人につき1回を限度として1.0単位を加算)	
カ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき5.13単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき5.13単位を算定)	
	(2) 特定治療	
ヨ 所定疾患施設療養費 ( 2 )	(1) 所定疾患施設療養費( ) (1月に1回7日を限度に、1日につき2.39単位を算定)	
	(2) 所定疾患施設療養費( ) (1月に1回10日を限度に、1日につき4.0単位を算定)	
タ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3.0単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4.0単位を加算)	
レ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日以内) 1日につき2.00単位を加算 療養型老健の場合 (入所後7日以内) 1日につき2.00単位を加算	
リ 認知症情報提供加算 (1回当たり) 3.00単位を加算		
ツ 地域連携診療計画情報提供加算 ( 2 ) 在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として3.00単位を加算) 在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として3.00単位を加算)		
ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算( 2 ) (1月につき 3.0単位を加算)		
ナ 看護マネジメント加算 ( 2 ) (イ(1)、ロ(1)を算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算( ) (1月につき 3.0単位を加算)	
	(2) 看護マネジメント加算( ) (1月につき 1.0単位を加算)	
	注 看護マネジメント加算( ) (1月につき 1.0単位を加算)	
ラ 排せつ支援加算 ( 2 )	(1) 排せつ支援加算( ) (1月につき 1.0単位を加算)	
	(2) 排せつ支援加算( ) (1月につき 1.5単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算( ) (1月につき 2.0単位を加算)	
	注 排せつ支援加算( ) (1月につき 1.0単位を加算)	
ム 自立支援促進加算( 2 ) (1月につき 3.00単位を加算)		
ウ 科学的介護推進体制加算 ( 2 )	(1) 科学的介護推進体制加算( ) (1月につき 4.0単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算( ) (1月につき 6.0単位を加算)	
モ 安全対策体制加算 ( 2 ) (入所者1人につき1回を限度として2.0単位を算定)		
ジ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 2.2単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 1.8単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6.0単位を加算)	
オ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき ※所定単位数×39/1000)	注 所定単位数は、イからまでに算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき ※所定単位数×29/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき ※所定単位数×14/1000)	
	注 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき ※所定単位数×14/1000)	
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき ※所定単位数×21/1000)	注 所定単位数は、イからまでに算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき ※所定単位数×17/1000)	

P1・O1・S1による人員配置調整を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
イ(1)及びロ(4)を適用する場合には、( 2 )を適用しない。  
イ(1)及びロ(4)を適用する場合は、令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。  
栄養マネジメント加算、排せつ支援加算、介護職員処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算については、令和4年3月21日まで算定可能。  
令和3年10月1日からの施設は、介護保険給付サービス費の内容及び引当額について、所定単位数の千分の三に相当する単位数を算定する。



注 外泊時費用		入院患者に対して居室における外泊を認められた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠隔サービス費		入院患者に対して居室における試行的遠隔を認められた場合、1月につき4日を限度として1日につき800単位を算定。(2)及び(4)の基本単位に限る。	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき 30単位)		
(6) 遠隔時指導等加算 (3)	(一) 遠隔時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 指定介護支援事業者と連携前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 退院後1回を限度に、460単位を算定	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前連携加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指導加算	(入院患者1人につき1回を限度として、300単位を算定)		
(7) 低栄養リスク改善加算 (3)	(1月につき 300単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(8) 経口移行加算 (3)	(1日につき 28単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
(9) 経口維持加算 (3)	(一) 経口維持加算 (1)	(1月につき 400単位を算定)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 経口維持加算(1)を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算 (2)	(1月につき 100単位を算定)	
(10) 口腔衛生管理加算 (3)	(1月につき 60単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月1回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(11) 療養加算	(1回につき 6単位を算定(1日に3回を限度))		
(12) 在宅復帰支援機能加算 (3)	(4日につき 18単位を算定)		
(13) 特定診療費 (3)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(1)	(1日につき 3単位を算定)	注
	(二) 認知症専門ケア加算(2)	(1日につき 4単位を算定)	
(15) 認知症行動・心理ケア緊急対応加算	(入院後7日以内)1日につき200単位を算定		
(16) 排せつ支援加算 (3)	(1月につき 100単位を算定)		
(17) 安全対策体制加算 (3)	(入院患者1人につき1回を限度として200単位を算定)		
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(1)	(1日につき 22単位を算定)	注
	(二) サービス提供体制強化加算(2)	(1日につき 18単位を算定)	
	(三) サービス提供体制強化加算(3)	(1日につき 6単位を算定)	
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(1)	(1月につき + 所定単位数 × 2.6 / 10.0)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(2)	(1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 10.0)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(3)	(1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 10.0)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(4)	(1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 10.0)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(5)	(1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 10.0)	
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1)	(1月につき + 所定単位数 × 1.5 / 10.0)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(2)	(1月につき + 所定単位数 × 1.3 / 10.0)	

医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過増量減算を適用しない。  
 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
 一定の要件を満たす入院患者の数が規程に満たない場合には、(3)を適用しない。  
 安全確保体制実施減算について(令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。  
 介護職員処遇改善加算(一)から(五)及び特定処遇改善加算(一)については、令和3年10月1日から適用する。  
 令和4年10月1日までの間は、介護職員等特定処遇改善加算(一)から(二)については、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注				
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の条件を満たす入院患者の数が規準を満たさない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施加算	地下幅尺設備基準を満たさない場合	移行計画が未提出である場合	安全管理体制未実施加算	栄養管理の基準を満たさない場合	若年認知症患者受入加算		
(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費( ) 看護 <6:1> 介護 <6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費( ) <従来型個室>	要介護1 ( 576 単位)	x 95 / 100									
			要介護2 ( 620 単位)										-58 単位
			要介護3 ( 664 単位)										-62 単位
			要介護4 ( 707 単位)										-66 単位
			要介護5 ( 752 単位)										-71 単位
		b 診療所型介護療養施設サービス費( ) <療養機能強化型 A> <従来型個室>	要介護1 ( 601 単位)	-60 単位									
			要介護2 ( 647 単位)	-65 単位									
			要介護3 ( 692 単位)	-69 単位									
			要介護4 ( 738 単位)	-74 単位									
			要介護5 ( 785 単位)	-79 単位									
	c 診療所型介護療養施設サービス費( ) <療養機能強化型 B> <従来型個室>	要介護1 ( 593 単位)	-59 単位										
		要介護2 ( 638 単位)	-64 単位										
		要介護3 ( 683 単位)	-68 単位										
		要介護4 ( 728 単位)	-73 単位										
		要介護5 ( 774 単位)	-77 単位										
	d 診療所型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1 ( 670 単位)	-67 単位										
要介護2 ( 714 単位)		-71 単位											
要介護3 ( 759 単位)		-76 単位											
要介護4 ( 802 単位)		-80 単位											
要介護5 ( 846 単位)		-85 単位											
要介護5 ( 846 単位)		-85 単位											
(二) 診療所型介護療養施設サービス費( ) 看護・介護 <3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費( ) <従来型個室>	要介護1 ( 699 単位)	x 95 / 100										
		要介護2 ( 746 単位)										-74 単位	
		要介護3 ( 792 単位)										-79 単位	
		要介護4 ( 837 単位)										-84 単位	
		要介護5 ( 884 単位)										-88 単位	
	b 診療所型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1 ( 689 単位)	-69 単位										
		要介護2 ( 735 単位)	-74 単位										
		要介護3 ( 781 単位)	-78 単位										
		要介護4 ( 825 単位)	-83 単位										
		要介護5 ( 872 単位)	-87 単位										
要介護1 ( 692 単位)	-69 単位												
	要介護2 ( 738 単位)	-74 単位											
	要介護3 ( 785 単位)	-79 単位											
	要介護4 ( 831 単位)	-84 単位											
	要介護5 ( 878 単位)	-89 単位											
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) <ユニット型個室>	要介護1 ( 689 単位)	x 97 / 100										
		要介護2 ( 734 単位)										-73 単位	
		要介護3 ( 778 単位)										-78 単位	
		要介護4 ( 821 単位)										-82 単位	
		要介護5 ( 865 単位)										-87 単位	
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) <療養機能強化型 A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 714 単位)			-71 単位								
		要介護2 ( 761 単位)			-76 単位								
		要介護3 ( 807 単位)			-81 単位								
	(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) <療養機能強化型 B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 705 単位)			-71 単位								
		要介護2 ( 751 単位)			-75 単位								
		要介護3 ( 797 単位)			-80 単位								
	(四) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 689 単位)			-69 単位								
要介護2 ( 734 単位)		-73 単位											
要介護3 ( 778 単位)		-78 単位											
要介護4 ( 821 単位)		-82 単位											
要介護5 ( 865 単位)		-87 単位											
(五) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) <療養機能強化型 A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 714 単位)	-71 単位											
	要介護2 ( 761 単位)	-76 単位											
	要介護3 ( 807 単位)	-81 単位											
	要介護4 ( 852 単位)	-85 単位											
	要介護5 ( 899 単位)	-90 単位											
(六) 経過的ユニット型診療所型介護療養施設サービス費( ) <療養機能強化型 B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 705 単位)	-71 単位											
	要介護2 ( 751 単位)	-75 単位											
	要介護3 ( 797 単位)	-80 単位											
	要介護4 ( 841 単位)	-84 単位											
	要介護5 ( 887 単位)	-89 単位											

注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に5日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			
(4) 退院時指導等加算 (1)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (400単位)	
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	
		e 退院前準備加算 (500単位)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)			
(5) 低栄養リスク改善加算 (1) (1月につき 300単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。	
(6) 経口移行加算 (1) (1日につき 28単位を加算)		注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
(7) 経口維持加算 (1)		(一) 経口維持加算 ( ) (1月につき 400単位を加算) (二) 経口維持加算 ( ) (1月につき 100単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算 ( ) を算定していない場合には、算定しない。
(8) 口腔衛生管理加算 (1) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(9) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			
(10) 在宅復帰支援機能加算 (1) (1日につき 10単位を加算)			
(11) 特定診療費 (1)			
(12) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4単位を加算)	
(13) 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入院後7日に限り、1日につき200単位を加算)			
(14) 排せつ支援加算 (1) (1月につき 100単位を加算)			
(15) 安全対策体制加算 (1) (入院患者1人につき1回を限度として200単位を算定)			
(16) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)	
(17) 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位数 × 2.6 / 1000) (二) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 1000) (三) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位数 × 1.0 / 1000) <del>(四) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位数 × 1.1 / 1000)</del> <del>(五) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位数 × 1.1 / 1000)</del>	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
(18) 介護職員等特定処遇改善加算		(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位数 × 1.5 / 1000) (二) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位数 × 1.1 / 1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計

一定の要件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合には、( )を適用しない。  
安全確保体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和4年4月1日から適用する。

介護職員処遇改善加算 ( ) 及び介護職員処遇改善加算 ( ) については、令和4年3月31日まで算定可能。  
令和4年4月1日までの間は、介護事業後援サービス費の ( ) 及び ( ) について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。



八 老人性認知症医療看護病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注			
大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <従来型病室> 看護<3.1> 介護<6.1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費( )	要介護1   386 単位 要介護2   1,050 単位 要介護3   1,114 単位 要介護4   1,178 単位 要介護5   1,242 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100			
		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1   1,091 単位 要介護2   1,157 単位 要介護3   1,221 単位 要介護4   1,286 単位 要介護5   1,350 単位									
一般病院	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <従来型病室> 看護<4.1> 介護<4.1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費( )	要介護1   930 単位 要介護2   998 単位 要介護3   1,066 単位 要介護4   1,133 単位 要介護5   1,200 単位	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100			
		b 認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1   1,047 単位 要介護2   1,104 単位 要介護3   1,171 単位 要介護4   1,241 単位 要介護5   1,307 単位									
		(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <従来型病室> 看護<4.1> 介護<6.1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費( )							要介護1   902 単位 要介護2   969 単位 要介護3   1,034 単位 要介護4   1,099 単位 要介護5   1,166 単位		
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <多床室>							要介護1   1,009 単位 要介護2   1,074 単位 要介護3   1,141 単位 要介護4   1,207 単位 要介護5   1,271 単位		
		(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <従来型病室> 看護<4.1> 介護<6.1>	a 認知症疾患型介護療養施設サービス費( )							要介護1   857 単位 要介護2   925 単位 要介護3   1,016 単位 要介護4   1,080 単位 要介護5   1,145 単位		
	b 認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <多床室>		要介護1   993 単位 要介護2   1,068 単位 要介護3   1,124 単位 要介護4   1,188 単位 要介護5   1,251 単位									
	(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <従来型病室> 経過措置型		a 認知症疾患型介護療養施設サービス費( )	要介護1   827 単位 要介護2   892 単位 要介護3   929 単位 要介護4   1,021 単位 要介護5   1,085 単位								
			b 認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1   958 単位 要介護2   1,063 単位 要介護3   1,127 単位 要介護4   1,192 単位 要介護5   1,256 単位								
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費( ) (1日につき)		(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費( ) <従来型病室>	要介護1   797 単位 要介護2   863 単位 要介護3   929 単位 要介護4   994 単位 要介護5   1,059 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×95/100	×90/100	-5単位	-14単位
		(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費( ) <多床室>	要介護1   1,112 単位 要介護2   1,177 単位 要介護3   1,242 単位 要介護4   1,306 単位 要介護5   1,371 単位									
大学病院等	(一) ユニッツ型認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <ユニッツ型病室>	a ユニッツ型認知症疾患型介護療養施設サービス費( )	要介護1   1,112 単位 要介護2   1,177 単位 要介護3   1,242 単位 要介護4   1,306 単位 要介護5   1,371 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×97/100	×90/100	×90/100	
		b 経過のユニッツ型認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <ユニッツ型病室の多床室>	要介護1   1,112 単位 要介護2   1,177 単位 要介護3   1,242 単位 要介護4   1,306 単位 要介護5   1,371 単位									
一般病院	(二) ユニッツ型認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <ユニッツ型病室>	a ユニッツ型認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <ユニッツ型病室>	要介護1   1,112 単位 要介護2   1,177 単位 要介護3   1,242 単位 要介護4   1,306 単位 要介護5   1,371 単位	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×90/100	×97/100	×90/100	×90/100	
		b 経過のユニッツ型認知症疾患型介護療養施設サービス費( ) <ユニッツ型病室の多床室>	要介護1   1,112 単位 要介護2   1,177 単位 要介護3   1,242 単位 要介護4   1,306 単位 要介護5   1,371 単位									
注 外泊時費用			入院患者に対して自宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定									
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定									
(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			注									
(5) 退院時指導等加算 (1)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回)又は2回を限度に、460単位を算定)	注									
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	注									
(一) 退院時指導等加算 (1)	c 退院時指導加算 (400単位)	注										
		d 退院時情報提供加算 (500単位)	注									
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)	e 退院前準備加算 (500単位)	注										
		f 退院看護指示加算 (500単位)	注									
(6) 低栄養リスク改善加算 (1) (1月につき 300単位を加算)			注									
(7) 経口移行加算 (1) (1日につき 28単位を加算)			注									
(8) 経口維持加算 (1) (1月につき 408単位を加算)			注									
(二) 経口維持加算 (1) (1月につき 100単位を加算)			注									
(9) 口腔衛生管理加算 (1) (1月につき 90単位を加算)			注									
(10) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))			注									
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1) (1日につき 10単位を加算)			注									
(12) 特定診療費 (1)			注									
(13) 排せつ支援加算 (1) (1月につき 100単位を加算)			注									
(14) 安全対策体制加算 (1) (入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)			注									
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 22単位を加算)	注										
		(二) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 18単位を加算)	注									
			(三) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 6単位を加算)	注								
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (1) (1月につき + 所定単位数×26/1000)	注										
		(二) 介護職員処遇改善加算 (1) (1月につき + 所定単位数×19/1000)	注									
			(三) 介護職員処遇改善加算 (1) (1月につき + 所定単位数×10/1000)	注								
		1. 介護職員処遇改善加算 (1) (1月につき + 所定単位数×11/1000)		注								
		2. 介護職員処遇改善加算 (1) (1月につき + 所定単位数×11/1000)		注								
(17) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (1) (1月につき + 所定単位数×15/1000)	注										
		(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (1) (1月につき + 所定単位数×11/1000)	注									

一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(1)を適用しない。  
安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養管理の基準を満たさない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。  
介護職員処遇改善加算(1)及び介護職員処遇改善加算(2)については、令和(4)年3月31日まで算定可能。  
令和(4)年3月31日までの間は、介護療養施設サービス費の(1)から(15)までについて、所定単位数の平均の半分に相当する単位数を算定する。



注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1日につき6日を限度として1日につき600単位を算定	
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算 (1日につき + 30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算 ( 2 ) (入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算 ( 2 )	(一) 退所時指導加算	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	a 退所前訪問指導加算 (入所者1回又は2回)を限度に、460単位を加算)	
	b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を加算)	
	c 退所時指導加算 (400単位)	
	d 退所時情報提供加算 (500単位)	
e 退所前連携加算 (500単位)		
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ス 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ル 経口移行加算 ( 2 ) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ヲ 経口維持加算 ( 2 )	注 栄養管理の基準を満たさない場合又は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算( )を算定していない場合は、算定しない。	
ワ 口腔衛生管理加算 ( 2 )	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
カ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ヨ 在宅復帰支援機能加算 ( 2 ) (1日につき 10単位を加算)		
タ 特別診療費 ( 2 )		
レ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) イ 特定治療	
ソ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算) (二) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)	
ツ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
ネ 重度認知症疾患療養体制加算	(一) 重度認知症疾患療養体制加算( ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算) (二) 重度認知症疾患療養体制加算( ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
ナ 排せつ支援加算 ( 2 )	(1) 排せつ支援加算( ) (1月につき 10単位を加算) (2) 排せつ支援加算( ) (1月につき 15単位を加算) (3) 排せつ支援加算( ) (1月につき 20単位を加算) ※(4) 排せつ支援加算( ) (1月につき 14.5単位を加算)	
ラ 自立支援促進加算 ( 2 ) (1月につき 300単位を加算)		
ム 科学的介護推進体制加算 ( 2 )	(1) 科学的介護推進体制加算( ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算( ) (1月につき 60単位を加算)	
ウ 長期療養生活移行加算 ( 2 ) (入所後90日に限り、1日につき60単位を加算)		
モ 安全対策体制加算 ( 2 ) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
リ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)	
オ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数 × 2.6 / 100.0) (二) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数 × 1.9 / 100.0) (三) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数 × 1.0 / 100.0) ※(四) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (三)の1.0 / 11.0) ※(五) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (三)の1.0 / 17.0)	注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数 × 1.5 / 100.0) (二) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位数 × 1.1 / 100.0)	注 所定単位数は、イから/までにより算定した単位数の合計

夜勤勤務条件減算を適用する場合は、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
八及び九を適用する場合は、( 2 )を適用しない。  
安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。  
排せつ支援加算( )、介護職員処遇改善加算( )及び介護職員等特定処遇改善加算( )については、令和4年3月31日まで算定可能。  
令和3年4月31日までの間は、介護職員等特定処遇改善サービスのイから/までについては、所定単位数の半分の半に相当する単位数を算定する。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

令和4年4月改正箇所

### 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に居 住する者へのサー ビス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 852単位)	× 95 / 100	× 90 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ 初回加算		(1月につき + 200単位)					
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき + 3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき + 4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	(1回につき + 44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算( )	(1回につき + 36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算( )	(1回につき + 12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 58 / 1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 42 / 1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき (3)の90 / 100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき (3)の90 / 100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 21 / 1000)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)					

注  
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注  
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
—介護職員処遇改善加算( )及び介護職員等特定処遇改善加算( )については、令和4年3月31日まで算定可能—  
—令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する—

[脚注]  
1. 単位数算定記号の説明  
+ 単位 / 所定単位数 + 単位 / 所定単位数 × / 100  
- 単位 / 所定単位数 - 単位 / 所定単位数 × / 100  
× 単位 / 所定単位数 × 単位 / 所定単位数 × / 100  
+ 単位 / 所定単位数 + 単位 / 所定単位数 × / 100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	複数名訪問加算 ( )	複数名訪問加算 ( )	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算( )	特別管理加算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合
	(2) 30分未満 (450単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (792単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 1日に2回を超えて実施する場合は50/100 (283単位)												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 25分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +374単位	1月につき ( )の場合 +500単位 又は ( )の場合 +250単位	-5単位
	(2) 30分未満 (381単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)												
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)													
ニ 退院時共同指導加算 (1月につき +600単位)													
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6単位)													
		(2) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +3単位)											

特別地域介護予防訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算、及びサービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目  
 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
 1月以内の回数に達した緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。  
 ※令和2年3月31日までの間は、介護予防訪問看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の三に相当する単位数を算定する。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注						
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合 ×90/100						
	介護老人保健施設の場合							+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	-50単位	-5単位
	介護医療院の場合												
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)													
ハ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6単位)													
		(2) サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +3単位)											

特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、及びサービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目  
 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者2人以上にサービスを行う場合、を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
 ※令和2年3月31日までの間は、介護予防訪問リハビリテーション費について、所定単位数の千分の三に相当する単位数を算定する。

4 介護予防在宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域介護予防 在宅療養管理指導 加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防在宅療養 管理指導費 (〔2〕以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防在宅療養 管理指導費 (在宅介護学協会 管理料又は特定地 区入居指導学協会 会管理料を算定す る場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (288単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位)	+15/100	+10/100	+5/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (446単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 認知又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (565単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の 利用者又は居住者施設入居者等に対し て、当該薬剤の使用に関する必要な薬学 的管理指導を行った場合  +100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (416単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (378単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)			
注 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)					
ニ 管理栄養士 が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定在宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (544単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該指定在宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う 場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (466単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 歯科衛生士等 が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (361単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)				

ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

令和3年3月31日までの間は、介護予防在宅療養管理指導費の1/3のみで算定し、指定単位数の1/3に相当する単位数を算定する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +5.62単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1						-376単位	-20単位
		要支援2						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算	(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算	(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算( ) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算( ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))								
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算( )	(1月につき 150単位を加算)							
	(2) 口腔機能向上加算( )	(1月につき 160単位を加算)							
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算( )	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)						
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)						
	(2) 選択的サービス複数実施加算( )	栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)						
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)						
チ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算	(1月につき 40単位を加算)								
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	要支援1	(1月につき 88単位を加算)						
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)						
		(2) サービス提供体制強化加算( )	要支援1	(1月につき 72単位を加算)					
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	要支援2	(1月につき 144単位を加算)						
		(2) 介護職員処遇改善加算( )	要支援1	(1月につき 24単位を加算)					
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)						
		(3) 介護職員処遇改善加算( )	要支援1	(1月につき 30単位を加算)					
		要支援2	(1月につき 60単位を加算)						
		(4) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×47/1000)						
ハ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×34/1000)						
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×19/1000)						
		(3) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×20/1000)						
		(4) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×17/1000)						
		(5) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき +所定単位×17/1000)						

注：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

生活行為向上リハビリテーション実施加算及び生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。  
 介護職員処遇改善加算( )及び介護職員処遇改善加算( )については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 令和3年9月30日までの間は、介護予防通所リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。



6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の員数が基 準を満たない 場合	本数のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等、ユニ ットにおける体制 が不整備である 場合	共生型介護予 防短期入所生 活介護を行う場 合	生活相談員配 置等加算	生活機能向上 連携加算( )	生活機能向上 連携加算( )	機能訓練体 制加算	個別機能訓 練加算	認知症行動 心理症状緊急 対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て送迎を行う 場合		
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活介護 費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費 <従来型備室>	要支援1 ( 474 単位)														
		(二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費 <多床室>	要支援2 ( 589 単位)														
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活介護 費	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費 <従来型備室>	要支援1 ( 448 単位)														
		(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費 <多床室>	要支援2 ( 446 単位)														
ロ ユニット型 介護予防短期 入所生活介護 費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期 入所生活介護 費	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護 <ユニット型備室>	要支援1 ( 556 単位)	×97/100	×70/100	×70/100											
		(二) 経過的単独型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型備室の多床室>	要支援2 ( 674 単位)														
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活介護 費	(一) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護 <ユニット型備室>	要支援1 ( 523 単位)														
		(二) 経過的併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型備室の多床室>	要支援2 ( 649 単位)														
		(一) 併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型備室>	要支援1 ( 523 単位)														
		(二) 経過的併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 <ユニット型備室の多床室>	要支援2 ( 649 単位)														
ハ 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																	
ニ 認知症専門ケア加算			(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)														
			(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)														
ホ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 2.2単位を加算)														
			(2) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 1.8単位を加算)														
			(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)														
ヘ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 83 / 1000)														
			(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 60 / 1000)														
			(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 33 / 1000)														
			※ 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 13,063 / 100)														
			※ 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 13,063 / 100)														
介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 27 / 1000)														
			(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)														
			※ 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計														
※ 「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ 介護職員処遇改善加算( )及び介護職員処遇改善加算( )については、令和4年3月31日まで算定可能 ※ 令和3年3月31日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。																	

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注																		
		夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所の数の合計 が施設入所定員 を超えている場合	医師、看護師 長、介護職員、 理学療法士、作 業療法士、言語 聴覚士の員数が 基準に満たない 場合	単独のユニッ ト型をユニット 毎に配置してい ない等、ユニッ トにおける体制 が基準に満たな い場合	夜勤職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動・心 理状態緊急対 応加算	若年性認知症 利用者受入加算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算( )	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算( )	利用者に対して 送迎を行う場合																	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費( )	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>〔基本型〕	要支援1 ( 577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100																							
			要支援2 ( 721 単位)										1日につき +34単位																
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>〔在宅強化型〕	要支援1 ( 619 単位)											1日につき +46単位															
			要支援2 ( 762 単位)																										
	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>〔基本型〕	要支援1 ( 610 単位)	1日につき +34単位																										
		要支援2 ( 768 単位)																											
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>〔在宅強化型〕	要支援1 ( 658 単位)	1日につき +46単位																										
		要支援2 ( 817 単位)																											
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 ( 581 単位)										1日につき +240単位																
			要支援2 ( 725 単位)																										
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>〔療養型〕	要支援1 ( 581 単位)										1日につき +240単位																
			要支援2 ( 725 単位)																										
	(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費 <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 619 単位)										1日につき +240単位																
			要支援2 ( 778 単位)																										
	(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費( )	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>〔基本型〕										要支援1 ( 621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位					1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位
													要支援2 ( 782 単位)																
b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>〔在宅強化型〕			要支援1 ( 666 単位)	1日につき +46単位																									
			要支援2 ( 828 単位)																										
c 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>〔基本型〕		要支援1 ( 621 単位)	1日につき +34単位																										
		要支援2 ( 782 単位)																											
d 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室の多床室>〔在宅強化型〕		要支援1 ( 666 単位)	1日につき +46単位																										
		要支援2 ( 828 単位)																											
(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護職員を配置>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>〔療養型〕	要支援1 ( 649 単位)	×97/100																									
			要支援2 ( 810 単位)																										
(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <療養型老健・看護オンコール体制>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>〔療養型〕	要支援1 ( 649 単位)	×97/100																									
			要支援2 ( 810 単位)																										
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 608 単位)	×97/100																									
			要支援2 ( 764 単位)																										
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 608 単位)	×97/100																									
			要支援2 ( 764 単位)																										

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算( )	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算( )	(1日につき 57単位を加算)
(3) 総合医学管理加算	(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)	
(4) 療養費加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 2.9 / 1,000)
	(二) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 2.9 / 1,000)
	(三) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 1.6 / 1,000)
	注 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 1.6 / 1,000)
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 2.1 / 1,000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 1.7 / 1,000)

注  
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

注  
所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、令和1年10月1日までの間は、介護予防給付人員療養介護費の1.1及び1.1について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
項目	内容	単位数	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (536単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	病院療養病床療養型療養介護 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護 +23単位	1日につき +120単位	片道につき +134単位
		要支援2 (672単位)											
		要支援1 (564単位)											
		要支援2 (701単位)											
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (554単位)											
		要支援2 (691単位)											
		要支援1 (593単位)											
		要支援2 (751単位)											
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (626単位)											
		要支援2 (784単位)											
		要支援1 (614単位)											
		要支援2 (772単位)											
(四) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (504単位)												
	要支援2 (631単位)												
	要支援1 (519単位)												
	要支援2 (647単位)												
(五) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (563単位)												
	要支援2 (712単位)												
	要支援1 (581単位)												
	要支援2 (730単位)												
(六) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (487単位)												
	要支援2 (608単位)												
	要支援1 (547単位)												
	要支援2 (690単位)												
(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (545単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	病院療養病床療養型療養介護 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護 +23単位	1日につき +120単位	片道につき +134単位
		要支援2 (681単位)											
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (603単位)											
		要支援2 (761単位)											
(3) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (619単位)	-25単位	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	×97/100	病院療養病床療養型療養介護 -25単位	-12単位	夜間勤務等看護 +23単位	1日につき +120単位	片道につき +134単位
		要支援2 (779単位)											
	(二) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (648単位)											
		要支援2 (808単位)											
	(三) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (638単位)											
		要支援2 (798単位)											
	(四) 経過的ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (619単位)											
		要支援2 (779単位)											
	(五) 経過的ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (648単位)											
		要支援2 (808単位)											
(六) 経過的ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (638単位)												
	要支援2 (798単位)												
(4) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (619単位)											
		要支援2 (779単位)											
(二) 経過的ユニツト型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 a 療養機能強化型A b 療養機能強化型B c 療養機能強化型C d 療養機能強化型D	要支援1 (619単位)												
	要支援2 (779単位)												
(5) 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日に8回を限度))													
(6) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算)	(一) 認知症専門ケア加算												
	(二) 認知症専門ケア加算												
(7) 特定診療費													
(8) サービス提供体制強化加算 (1日につき 11単位を加算)	(一) サービス提供体制強化加算												
	(二) サービス提供体制強化加算												
	(三) サービス提供体制強化加算												
(9) 介護職員処遇改善加算 (1月につき 所定単位×15/1,000)	(一) 介護職員処遇改善加算												
	(二) 介護職員処遇改善加算												
	(三) 介護職員処遇改善加算												
(10) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 所定単位×15/1,000)	(一) 介護職員等特定処遇改善加算												
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算												
	(三) 介護職員等特定処遇改善加算												

注：特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員等特定処遇改善加算、及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 医師の人員配置算定を適用する場合は、医師経過措置算定を適用しない。  
 夜間勤務等看護を適用する場合は、夜間勤務等看護加算を適用しない。  
 介護職員等特定処遇改善加算を適用する場合は、介護職員等特定処遇改善加算を適用しない。  
 介護職員等特定処遇改善加算を適用する場合は、介護職員等特定処遇改善加算を適用しない。  
 介護職員等特定処遇改善加算を適用する場合は、介護職員等特定処遇改善加算を適用しない。

八 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要支援1 ( 519 単位)	× 70 / 100	診療所設備基準減算 - 60 単位	- 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を限度)	1日につき + 120 単位	片道につき + 184 単位
			要支援2 ( 652 単位)						
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 547 単位)						
			要支援2 ( 679 単位)						
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 538 単位)						
			要支援2 ( 670 単位)						
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要支援1 ( 577 単位)							
		要支援2 ( 731 単位)							
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A>	要支援1 ( 610 単位)							
		要支援2 ( 764 単位)							
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B>	要支援1 ( 599 単位)							
		要支援2 ( 753 単位)							
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <従来型個室>	要支援1 ( 461 単位)	× 97 / 100						
		要支援2 ( 576 単位)							
	b 診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <多床室>	要支援1 ( 526 単位)							
		要支援2 ( 664 単位)							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室>		要支援1 ( 603 単位)						
			要支援2 ( 759 単位)						
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A>		要支援1 ( 630 単位)						
			要支援2 ( 787 単位)						
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B>		要支援1 ( 621 単位)						
			要支援2 ( 777 単位)						
	(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <ユニット型個室の多床室>		要支援1 ( 603 単位)						
			要支援2 ( 759 単位)						
	(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型A>		要支援1 ( 630 単位)						
			要支援2 ( 787 単位)						
	(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 ( ) <療養機能強化型B>		要支援1 ( 621 単位)						
			要支援2 ( 777 単位)						
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算			(一)認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 3単位を加算)						
			(二)認知症専門ケア加算 ( ) (1日につき 4単位を加算)						
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算			(一) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 22単位を加算)						
			(二) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 18単位を加算)						
			(三) サービス提供体制強化加算 ( ) (1日につき 6単位を加算)						
(7) 介護職員処遇改善加算			(一) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)						
			(二) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)						
			(三) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)						
			(四) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + (三)の30 / 100)						
			(五) 介護職員処遇改善加算 ( ) (1月につき + (三)の30 / 100)						
(8) 介護職員等特定処遇改善加算			(一) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)						
			(二) 介護職員等特定処遇改善加算 ( ) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)						
			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 介護職員処遇改善加算(一)及び介護職員処遇改善加算(二)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(一)及び(二)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	療地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 831 単位)	× 70 / 100	× 90 / 100	× 90 / 100			
			要支援2 ( 997 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 941 単位)							
		要支援2 ( 1,099 単位)								
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 767 単位)						
			要支援2 ( 941 単位)							
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 826 単位)								
	要支援2 ( 1,021 単位)									
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 745 単位)						
			要支援2 ( 912 単位)							
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 804 単位)							
		要支援2 ( 994 単位)								
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 732 単位)							
		要支援2 ( 896 単位)								
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 791 単位)							
		要支援2 ( 977 単位)								
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 671 単位)						
			要支援2 ( 835 単位)							
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 780 単位)								
	要支援2 ( 940 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費( ) <従来型個室>	要支援1 ( 577 単位)								
		要支援2 ( 742 単位)								
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費( ) <多床室>	要支援1 ( 637 単位)								
		要支援2 ( 822 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>	要支援1 ( 961 単位)							
			要支援2 ( 1,120 単位)							
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 961 単位)							
			要支援2 ( 1,120 単位)							
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費( ) <ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 851 単位)						
			要支援2 ( 1,048 単位)							
b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 851 単位)									
要支援2 ( 1,048 単位)										

(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 26 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 19 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (三)の20 / 1000)	
	(五) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + (三)の20 / 1000)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1000)	

「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
~~「介護職員処遇改善加算(一)」及び「介護職員処遇改善加算(二)」については、令和4年3月31日まで算定可能。~~  
~~令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。~~





8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護職員の員数 が基準を満たさ ない場合	身体拘束禁止未 実施減算	生活機能向上 換加算( )	生活機能向上 換加算( )	個別機能加算 加算( )	個別機能加算 加算( )	居住性認知症入 居者受入加算	居療期間連動加 算	口腔衛生管理体 制加算	口腔・食事・ス トリーニング加算	科学的介護推進 体制加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者による介護予防サービスが 行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 182 単位)	×70 / 100		-18単位	1月につき +100単位 (3月に1回を 除く)	1月につき +200単位 ただし、個別 機能加算を算 定している場 合は、1月につき +100単位。	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +20単位 (6月に1回を 除く)	1月につき +48単位		
	要支援2 ( 311 単位)					-31単位									
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 56単位)		×70 / 100													指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,114単位 ・1週に3回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援2である者に限る。) 3,355単位 指定通所介護 ・要支援1 1,564単位 ・要支援2 3,084単位 介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の自サービスの基本部分の報酬単位の 10 / 100 (介護予防通所(ハビテーション)の選択的サービス(運動機能 向上、夜間改善、口腔機能向上)の加算が可能) 介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分変動率基準 を適用とする。 訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 総合事業「指定第一号訪問事業」によるものがある。 通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 「総合事業「指定第一号通所事業」」によるものがある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)					(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)										
ニ サービス提供体制強化加算					(1) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)										
ホ 介護職員 処遇改善 加算					(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 42 / 1,000) (2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 60 / 1,000) (3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 33 / 1,000) (4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1,000) (5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 11 / 1,000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
ヘ 介護職員等 特定処遇 改善加算					(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 18 / 1,000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき + 所定単位 × 12 / 1,000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
限度額		要支援1 5,032単位 要支援2 10,531単位													
介護職員処遇改善加算(1)及び介護職員処遇改善加算(2)については、令和4年1月1日まで算定可能。															
令和3年1月1日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、及び委託先である指定介護予防サービス事業者による介護予防サービスが行われる場合のみ指定訪問介護及び指定通所介護について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。															

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	中山間地域等に居住する者への サービス加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (項に指定介護予防福祉用具貸与として 利用の用途が当該事業所の所在地に適用 される1単位の単価で除して得た単位数) 数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 個々の用具ごとに貸与費の10 / 100を限度)	交通費に相当する額の2 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 個々の用具ごとに貸与費の1 / 3を限度)	交通費に相当する額の1 / 3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 個々の用具ごとに貸与費の1 / 3を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	スロープ			
	歩行器			
	身体機能つな			
	認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト				
自動排泄処理装置				

注：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算、及び」中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度管理の対象外となる算定項目

要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない(ただし、別生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

# 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

## 介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

——令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

 令和4年4月改正箇所

### 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2 - 2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,697 単位)									
		要介護2 ( 10,168 単位)									
		要介護3 ( 16,883 単位)									
		要介護4 ( 21,357 単位)									
		要介護5 ( 25,829 単位)									
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 8,312 単位)	× 98 / 100								
		要介護2 ( 12,985 単位)									
		要介護3 ( 19,821 単位)									
		要介護4 ( 24,434 単位)									
		要介護5 ( 29,601 単位)									
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (1月につき)	要介護1 ( 5,697 単位)										
	要介護2 ( 10,168 単位)										
	要介護3 ( 16,883 単位)										
	要介護4 ( 21,357 単位)										
	要介護5 ( 25,829 単位)										
ハ 初期加算 (1日につき + 30 単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき + 60 単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000 単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (1月につき + 100 単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算 (1月につき + 200 単位)										
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (1月につき + 90 単位)										
	(2) 認知症専門ケア加算 (1月につき + 120 単位)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 750 単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 640 単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算 (1月につき + 350 単位)										
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位数 × 137 / 1000)	注 所定単位数は、イからチまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位数 × 100 / 1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + 所定単位数 × 55 / 1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + (3) の 90 / 100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算 (1月につき + (3) の 90 / 100)										
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位数 × 63 / 1000)	注 所定単位数は、イからチまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき + 所定単位数 × 42 / 1000)										

注：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

介護職員処遇改善加算(4)及び介護職員処遇改善加算(5)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロにおいて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】  
1. 単位数算定記号の説明  
+ 単位 所定単位数 + 単位  
- 単位 所定単位数 - 単位  
× / 100 所定単位数 × / 100  
+ / 100 所定単位数 + 所定単位数 × / 100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算		
イ 夜間対応型訪問介護費( )	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 × 90 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100		
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)							
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 588単位)							
	随時訪問サービス費( ) (1回につき 792単位)							
ロ 夜間対応型訪問介護費( ) (1月につき 2,800単位)		事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 × 85 / 100						
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1日につき +4単位)	(一)認知症専門ケア加算( ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算( ) (1月につき +120単位)			
		(二)認知症専門ケア加算( )						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算( )	(二)認知症専門ケア加算( )	(一)認知症専門ケア加算( )	(二)認知症専門ケア加算( )			
		(二)認知症専門ケア加算( )						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +22単位)	(二)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +18単位)	(三)サービス提供体制強化加算( ) (1回につき +6単位)	(一)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +154単位)	(二)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +126単位)	(三)サービス提供体制強化加算( ) (1月につき +42単位)	
		(二)サービス提供体制強化加算( )						
		(三)サービス提供体制強化加算( )						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算( )	(二)サービス提供体制強化加算( )	(三)サービス提供体制強化加算( )	(一)サービス提供体制強化加算( )	(二)サービス提供体制強化加算( )	(三)サービス提供体制強化加算( )	
		(二)サービス提供体制強化加算( )						
		(三)サービス提供体制強化加算( )						
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位 × 137 / 1000)	注 所定単位は、イから二までにより算定した単位数の 合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位 × 100 / 1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位 × 55 / 1000)							
	(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +13)の90 / 100							
	(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +13)の80 / 100							
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位 × 63 / 1000)	注 所定単位は、イから二までにより算定した単位数の 合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位 × 42 / 1000)							

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

介護職員処遇改善加算( )及び介護職員等特定処遇改善加算( )については、令和4年3月31日まで算定可能。

令和3年3月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注		
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1	10,423 単位	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要介護2	15,318 単位						
		要介護3	22,283 単位						
		要介護4	24,593 単位						
		要介護5	27,117 単位						
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1	9,391 単位						
		要介護2	13,802 単位						
		要介護3	20,076 単位						
		要介護4	22,158 単位						
		要介護5	24,433 単位						
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)									
(1) 認知症加算 ( )									
(2) 認知症加算 ( )									
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)									
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)									
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算 ( )								
	(2) 看護職員配置加算 ( )								
	(3) 看護職員配置加算 ( )								
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)									
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)									
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)									
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 ( )								
	(2) 生活機能向上連携加算 ( )								
ワ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)									
ヰ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)									
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ( )	(1月につき 750 単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算 ( )	(1月につき 640 単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算 ( )	(1月につき 350 単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算 ( )	(1日につき 2.5 単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算 ( )	(1日につき 2.1 単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算 ( )	(1日につき 1.2 単位を加算)						
コ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 ( )		(1月につき + 所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員処遇改善加算 ( )		(1月につき + 所定単位×74/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算 ( )		(1月につき + 所定単位×41/1000)						
	<del>4) 介護職員処遇改善加算 ( )</del>		<del>(1月につき + 所定単位×31/1000)</del>						
	<del>5) 介護職員処遇改善加算 ( )</del>		<del>(1月につき + 所定単位×17/1000)</del>						
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 ( )		(1月につき + 所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算 ( )		(1月につき + 所定単位×12/1000)						

：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
~~介護職員処遇改善加算( )及び介護職員処遇改善加算( )については、令和4年3月31日まで算定可能。~~  
~~令和3年3月31日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。~~



5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費( )	要介護1 ( 784 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 86 単位 - 79 単位 - 79 単位 - 81 単位 - 83 単位 - 84 単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場合	夜間支援体 制加算( )	夜間支援体 制加算( )	認知症行動 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
		要介護2 ( 800 単位)									
		要介護3 ( 823 単位)									
		要介護4 ( 840 単位)									
		要介護5 ( 858 単位)									
	(2) 認知症対応型共同生活介護費( )	要介護1 ( 787 単位)									
		要介護2 ( 797 単位)									
		要介護3 ( 811 単位)									
		要介護4 ( 827 単位)									
		要介護5 ( 844 単位)									
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費( )	要介護1 ( 792 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位 - 80 単位 - 82 単位 - 84 単位 - 86 単位 - 79 単位 - 79 単位 - 81 単位 - 83 単位 - 84 単位	3ユニットで夜勤を行う職員 の員数を2人 以上とする場合	夜間支援体 制加算( )	夜間支援体 制加算( )	認知症行動 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
		要介護2 ( 828 単位)									
		要介護3 ( 853 単位)									
		要介護4 ( 869 単位)									
		要介護5 ( 886 単位)									
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費( )	要介護1 ( 780 単位)									
		要介護2 ( 816 単位)									
		要介護3 ( 840 単位)									
		要介護4 ( 857 単位)									
		要介護5 ( 873 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)										
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算( ) (1日につき 39単位を加算)										
	(2) 医療連携体制加算( ) (1日につき 49単位を加算)										
	(3) 医療連携体制加算( ) (1日につき 59単位を加算)										
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))											
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算( ) (1日につき 4単位を加算)										
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算( ) (1月につき 100単位を加算)										
	(2) 生活機能向上連携加算( ) (1月につき 200単位を加算)										
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)								
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)								
ヌ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ヲ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 22単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 18単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 6単位を加算)										
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×111/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×81/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×45/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×33/1000)										
	(5) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×33/1000)										
カ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×31/1000)										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×23/1000)										
注 所定単位数は、イからラまでにより算定した単位数の合計											
注 所定単位数は、イからラまでにより算定した単位数の合計											

短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 介護職員処遇改善加算( )及び介護職員処遇改善加算( )については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 令和3年3月31日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	身体障害者止未 実施減額	入居継続支援加 算( )	入居継続支援加 算( )	生活機能向上課 別加算( )	生活機能向上課 別加算( )	個別機能訓練加 算( )	個別機能訓練加 算( )	ADL維持等加算 ( )	ADL維持等加算 ( )	夜間看護体制 加算	標準看護加算 加算	災害準備連携 加算	高齢者生管理体 制加算	口腔・栄養ス タッフ加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 542 単位)	×70/100		-54単位	1日につき +36単位	1月につき +100単位 (3月に1回を規 定)	1月につき +200単位 ただし、個別機 能訓練加算を確 定して1回を規 定、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +31単位	1月につき +15単位	1日につき +19単位	1日につき +130単位	1月につき +60単位	1月につき +30単位	1日につき +1単位 (1日に1回を 規定)
	要介護2 ( 609 単位)															
	要介護3 ( 679 単位)															
	要介護4 ( 744 単位)															
	要介護5 ( 813 単位)															
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 542 単位)			-54単位	1日につき +36単位	1月につき +100単位 (3月に1回を規 定)	1月につき +200単位 ただし、個別機 能訓練加算を確 定して1回を規 定、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1月につき +31単位	1月につき +15単位	1日につき +19単位	1日につき +130単位	1月につき +60単位	1月につき +30単位	1日につき +1単位 (1日に1回を 規定)
	要介護2 ( 609 単位)															
	要介護3 ( 679 単位)															
	要介護4 ( 744 単位)															
	要介護5 ( 813 単位)															
ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)														
ニ 看護・介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1)看護・介護加算( )	(1) 死亡日以前3日以上45日以下 (1日につき 22単位を加算)	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)	(3) 死亡日以前7日又は10日 (1日につき 680単位を加算)	(4) 死亡日 (1日につき 1,200単位を加算)											
		(1) 死亡日以前3日以上45日以下 (1日につき 672単位を加算)	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 648単位を加算)	(3) 死亡日以前7日又は10日 (1日につき 1,180単位を加算)	(4) 死亡日 (1日につき 1,780単位を加算)											
	(2)看護・介護加算( )															
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)														
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)														
ヘ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 45単位を加算)														
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 21単位を加算)														
	(2) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 18単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 8単位を加算)														
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	+ 所定単位×82/100.0														
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	+ 所定単位×60/100.0														
	(4) 介護職員処遇改善加算( )	+ 所定単位×33/100.0														
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計														
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	+ 所定単位×11/100.0														
	(3) 介護職員等特定処遇改善加算( )	+ 所定単位×12/100.0														

短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)は、介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)を算定した単位数の合計に算入する。  
 介護職員等特定処遇改善加算(3)は、介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)を算定した単位数の合計に算入する。



8 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注	注	
			登録者数が登録定員を超える場合	従業員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻りに医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925 単位	-925 単位	-30 単位
		要介護2 (17,403 単位)								-925 単位	-925 単位	-30 単位
要介護3 (24,464 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護4 (27,747 単位)	-1,850 単位	-1,850 単位								-60 単位		
要介護5 (31,386 単位)	-2,914 単位	-2,914 単位								-95 単位		
要介護1 (11,206 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護2 (15,690 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護3 (22,042 単位)	-925 単位	-925 単位								-30 単位		
要介護4 (25,000 単位)	-1,850 単位	-1,850 単位								-60 単位		
要介護5 (28,278 単位)	-2,914 単位	-2,914 単位								-95 単位		
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (570 単位)										
		要介護2 (637 単位)										
		要介護3 (705 単位)										
		要介護4 (772 単位)										
		要介護5 (838 単位)										
A 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30 単位を加算)												
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症加算( ) (1月につき 800 単位を加算) (2) 認知症加算( ) (1月につき 500 単位を加算)									
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)(1日につき 200 単位を加算(7 日間を限度))												
ヘ 若年性認知症利用者受入加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 800 単位を加算)												
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 50 単位を加算)												
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき 200 単位を加算(1月に2回を限度))												
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算( ) (1回につき 20 単位を加算(6月に1回を限度))											
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算( ) (1回につき 5 単位を加算(6月に1回を限度))											
ヌ 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 口腔機能向上加算( ) (1回につき +150 単位(月2回を限度))											
	(2) 口腔機能向上加算( ) (1回につき +160 単位(月2回を限度))											
ル 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき 600 単位を加算)												
ヲ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 574 単位を加算)												
ワ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(1月につき 500 単位を加算)											
	(2) 特別管理加算( ) (1月につき 250 単位を加算)											
カ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 2,000 単位を加算)												
ヨ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算( ) (1月につき 3,000 単位を加算)											
	(2) 看護体制強化加算( ) (1月につき 2,500 単位を加算)											
タ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 1,000 単位を加算)												
レ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 1,000 単位を加算)												
リ 病態マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 病態マネジメント加算( ) (1月につき 3 単位を加算)											
	(2) 病態マネジメント加算( ) (1月につき 13 単位を加算)											
ソ 排せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1) 排せつ支援加算( ) (1月につき 10 単位を加算)											
	(2) 排せつ支援加算( ) (1月につき 15 単位を加算)											
	(3) 排せつ支援加算( ) (1月につき 20 単位を加算)											
ネ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき 40 単位を加算)												
ナ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 750 単位を加算)										
		(二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 640 単位を加算)										
		(三) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 530 単位を加算)										
(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 23 単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 21 単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 12 単位を加算)											
ラ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×74/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×41/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×13/1000)											
ハ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×12/1000)											

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

：「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外項目

イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、令和1年1月1日まで算定可能  
令和3年3月31日までの間は、複合型サービス費のイ及びロにおいて、所定単位数の千分の二に相当する単位数を算定する。



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に住住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 ( 6,948 単位)						
	(2) 同一建物に住住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,098 単位)						
		要支援2 ( 6,260 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 ( 423 単位)							
	要支援2 ( 529 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算						
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))						
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)						
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)						
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( )	(1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算( )	(1月につき +200単位)						
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))						
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)						
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 750単位を加算)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
		(二) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 640単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算( ) (1月につき 350単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 25単位を加算)						
		(二) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 21単位を加算)						
		(三) サービス提供体制強化加算( ) (1日につき 12単位を加算)						
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×74/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×41/1000)							
	① 介護職員処遇改善加算( ) (4月につき +31085/1000)							
	② 介護職員処遇改善加算( ) (4月につき +31085/1000)							
ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( ) (1月につき +所定単位×12/1000)							

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

① 介護職員処遇改善加算( )及び② 介護職員処遇改善加算( )については、令和4年3月31日まで算定可能。  
令和3年3月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注		注	注	
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさない 場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃 止未実施減 算	3ユニットで 夜勤を行う 職員の員数 を2人以上と する場合	夜間支援体 制加算( )	夜間支援体 制加算( )	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 760 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位	1日につき - 50 単位	1日につき + 50 単位	1日につき + 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 748 単位)									
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 788 単位)	× 97 / 100	× 70 / 100	× 70 / 100	- 76 単位	1日につき - 50 単位	1日につき + 50 単位	1日につき + 25 単位	1日につき + 200 単位 (7日間を 限度)	1日につき + 120 単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費( )	要支援2 ( 776 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算( )	(1日につき 4単位を加算)									
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算( )	(1月につき 100単位を加算)									
	(2) 生活機能向上連携加算( )	(1月につき 200単位を加算)									
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき + 30単位を加算)										
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、 介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導 を月1回以上行っている場合								
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ス 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)										
ル サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 22単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 18単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算( )	(1日につき 6単位を加算)									
ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 111 / 1000)	注 所定単位数は、イからルまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 81 / 1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 45 / 1000)									
	※4-介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (3)の111 / 1000)									
	※5-介護職員処遇改善加算( )	(1月につき + (3)の111 / 1000)									
ワ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 31 / 1000)	注 所定単位数は、イからルまでにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算( )	(1月につき + 所定単位 × 23 / 1000)									

介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※介護職員処遇改善加算( )及び介護職員等特定処遇改善加算( )については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※令和3年3月31日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。